

交通事故等によるケガの治療で

保険証を使ったら

届出を!



先日
交通事故にあつて…
病院に行くと
お金もかかるし…



べ、ベンケイの
泣きどころが…

▲武蔵坊弁慶(田辺市出身)

▲日本初女性金メダリスト 前畑(兵藤)秀子(橋本市出身)

(*)国保市町村・国保組合
後期和歌山県後期高齢者医療広域連合

治療費は
あなた(被害者)に
請求するのではなく、
相手(加害者)に
請求するのよ

じゃ、行ってきます

でも、
結局あとで
自分で
支払うのでは？

病院で
保険証を出せば
治療費は
国保や後期(*)が
立て替えて
くれるから
大丈夫よ

保険証

それは
たいへん
わあ

ガッパン

交通事故等で
治療をする場合、
まずは国保や
後期の窓口
に連絡をして、
詳しくは
問い合わせましょう

ええええええ!

交通事故の治療で
保険証を使うときは、
保険証に書かれている、
国保や後期に「傷病届」を
提出しないとダメよ

ちょっと
待った!

傷病届

●「傷病届」の提出がないと国保や後期は加害者に医療費の請求ができなくなります

示談をする前に
国保や後期に
必ず連絡を!

下記のような理由で保険証を使っても届出が必要です

- 飲食店で食中毒になった
- 他人の飼い犬に噛まれた
- 暴力を受けた など



▲和歌山県国保連 HP
「交通事故等にあった場合」

詳しくは市町村・国保組合または和歌山県後期高齢者医療広域連合にお問い合わせください

和歌山県・市町村・和歌山県医師国保組合・和歌山県歯科医師国保組合・紀和薬剤師国保組合
和歌山県後期高齢者医療広域連合・和歌山県国保連合会